

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(次項に

において「改正後の特別職給与条例」という。)第3条第2項ただし書の規定及び第3条の規定による改正後の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(次項において「改正後の公営企業管理者給与条例」という。)第3条ただし書の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市野外活動センター条例の一部改正について

松山市野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市野外活動センター条例の一部を改正する条例

松山市野外活動センター条例（平成2年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

カ グランド管理棟

第3条中「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。

第4条中「ときは、」の次に「施設の」を加え、同条第2号中「管理上」を「施設の管理上」に改め、同条第3号中「その他市長において」を「前2号に掲げる場合のほか、市長が使用を」に改める。

第9条中「使用の条件を変更し、又は許可を取り消す」を「施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限する」に改め、同条第3号中「その他市長において必要と認める」を「偽りその他不正の手段により許可を受けた」に改め、同条に次の1号及び1項を加える。

(4) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

第14条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に、「別表（第4項の表を除く。）」を「別表第1項」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

1 スクールゾーン使用料

区 分		単 位	使用料
管 理	研修室	1時間	1,020円
	和室A	1時間	300円

棟	和室 B		1 時間	3 0 0 円	
研修棟	3 歳以上高校生以下の者		1 人 1 泊	1, 6 4 0 円	
	その他の者		1 人 1 泊	2, 2 5 0 円	
体育館	全面使用		1 時間	1, 0 2 0 円	
	半面使用		1 時間	5 1 0 円	
体育広場	多目的グラ ンド	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	児童・生徒	半面 1 時間	5 1 0 円
			その他の者	半面 1 時間	1, 0 2 0 円
		その他の場合	半面 1 時間	2, 0 4 0 円	
	テニスコート		1 面 1 時間	2 0 0 円	
グラ ンド 管理 棟	多目的室		1 時間	1, 3 3 0 円	
	会議室 A		1 時間	5 1 0 円	
	会議室 B		1 時間	5 1 0 円	
	トレーニングルーム		1 回	3 0 0 円	

備考

- 1 この表において「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。
- 2 使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。
- 3 利用時間が 1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。
- 4 和室で宿泊する場合の使用料は、研修棟の宿泊料と同額とする。
- 5 3 歳未満の者の宿泊料は、無料とする。
- 6 光熱水費、原材料費等は、実費を徴収する。
- 7 市長の許可を受けて、規則で定める使用時間以外の時間帯においてトレーニングルームを使用する場合の 1 時間当たりの使用料の額は、1 0 0 円とする。
- 8 多目的グラウンド及びグラウンド管理棟を営利目的に使用する場合の当該使用に係る使用料は、この表の 5 倍とする。

別表第 2 項の表備考第 1 項を次のように改める。

1 使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。

別表第3項の表備考第2項を次のように改める。

2 使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

野外活動センターにグランド管理棟を設置するため、本案を提出する。

（一）... ..

（二）... ..

（三）... ..

（四）... ..

（五）... ..

（六）... ..

（七）... ..

（八）... ..

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第4項」の次に「又は第127条」を加える。

第4条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に、「選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で」を「ポスター掲示場の数で」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で」を「ポスター掲示場の数で」に改める。

第9条及び第11条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第12条中「及び第3章」を「,第3章及び第4章の2」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第4条、第8条、第9条及び第11条の規定は、この条例の

施行の日以後その期日を告示される松山市議会議員又は松山市長の選挙から適用する。

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるため、本案を提出する。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「余戸中二丁目8番22号」を「余戸東四丁目4番34号」に改める。

別表第2余土公民館の部を次のように改める。

余土公民館	大会議室	510円	610円	5,700円
	学習室	410円	510円	4,660円
	小会議室1	300円	410円	3,560円
	小会議室2	300円	410円	3,560円
	小会議室3	300円	410円	3,560円
	和室	410円	510円	4,660円
	調理室	410円	510円	4,660円
	体育館	1,220円	1,420円	13,480円
	体育館（片面使用）	610円	710円	6,740円

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

余土公民館を移転するとともに、使用料を改定するため、本案を提出する。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市北部福祉交流の家条例の制定について
松山市北部福祉交流の家条例を次のように定める。

記

松山市北部福祉交流の家条例

(目的及び設置)

第1条 高齢者、障害者、児童等に活動の場及び機会を提供するとともに、市民との交流を促進することにより、市民福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、松山市北部福祉交流の家（以下「交流の家」という。）を設置する。

(位置)

第2条 交流の家は、松山市安岡甲71番地1に置く。

(施設)

第3条 交流の家に、集会室及び会議室を置く。

(使用の許可)

第4条 前条に規定する施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 交流の家（附属設備、備品等を含む。第11条第2号及び第13条において同じ。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が交流の家の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により施設の使用許可を受けた者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 本市に住所を有する者で、次の各号に掲げるものが施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

- (1) 65歳以上の者及びその介護者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及びその介護者
- (3) 18歳未満の者及びその保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、福祉サービスを必要とする者であって市長が特に認めるもの
- (5) 社会福祉事業に従事する者

2 前項に規定する者以外の者が施設を使用する場合の使用料は、別表に定めるとおりとする。

3 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第10条 交流の家においては、次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物品の販売又は頒布

- (2) 募金，署名活動その他これらに類する行為
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板，立札等の設置
- (5) 営利を目的とする行為

2 第4条第2項，第5条及び第6条の規定は，前項ただし書の許可について準用する。

(秩序維持)

第11条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，入場を拒み，又は退場を命じることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 交流の家を損傷し，又は滅失するおそれのある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか，市長が交流の家の管理上支障があると認める者

(原状回復の義務)

第12条 施設を使用する者は，その使用を終了し，又は中止したときは，速やかに使用した施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 交流の家を損傷し，又は滅失した者は，市にその損害を賠償しなければならない。ただし，市長が損害を賠償させることが適当でないとき，この限りでない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により，使用料の徴収を免れた者は，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	昼間（午前9時か	夜間（午後5時か	全日（午前9時か
----	----------	----------	----------

	ら午後5時まで)	ら午後9時まで)	ら午後9時まで)
	1時間当たり	1時間当たり	
集会室	400円	500円	4,200円
会議室	300円	400円	3,200円

備考

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合の使用料は、この表で算出した額の2倍とする。
- 2 使用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。
- 3 市長の許可を受けて、午前9時から午後9時まで以外の時間帯において使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、夜間の1時間当たりの使用料の額とする。
- 4 冷暖房使用料は、使用許可を受けた施設の使用料の額に30パーセントを乗じて得た額とする。

(提案理由)

北部福祉交流の家を設置するため、本案を提出する。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市農業委員会の委員の定数及び選挙区並びに部会等に関する条例及び証人等の
実費弁償に関する条例の一部改正について

松山市農業委員会の委員の定数及び選挙区並びに部会等に関する条例及び証人等の実費
弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市農業委員会の委員の定数及び選挙区並びに部会等に関する条例及び証人等の
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(松山市農業委員会の委員の定数及び選挙区並びに部会等に関する条例の一部改正)

第1条 松山市農業委員会の委員の定数及び選挙区並びに部会等に関する条例(昭和32
年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「。以下「法」という。)」を「) 第
8条第2項及び第18条第2項の規定」に、「委員の定数及び選挙区並びに部会等に関
する事項を定めることを目的」を「松山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委
員(第3条において「推進委員」という。)の定数を定めるもの」に改める。

第2条の見出し中「選挙」を削り、同条中「農業委員会の選挙による」を削り、「4
0人」を「24人」に改める。

第3条を次のように改める。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、24人とする。

第4条及び第5条を削る。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和41年条例第8号)の一部を次のように改
正する。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「関係人」を「関係者

」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成29年7月20日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数を改めるとともに、農地利用最適化推進委員の定数等を定めるため、本案を提出する。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者の指定について

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市北条ふるさと館	松山市河野別府995番地
(2) 河野別府公園市民グラウンド	松山市河野別府921番地1
(3) 河野別府公園サブグラウンド	松山市河野別府921番地1
(4) 河野別府公園テニスコート	松山市河野別府921番地1
(5) 河野別府公園	松山市河野別府、中西外
(6) 北条公園体育施設（法橋運動広場）	松山市下難波甲20番地
(7) 北条公園（法橋運動広場）	松山市下難波甲20番地
(8) 松山市安岡避難地	松山市安岡甲64番地

2. 指定管理者の名称 松山市和泉北四丁目2番7号
ふるさと北条ファンづくり応援団
代表者 芙蓉メンテナンス株式会社
代表取締役 兵頭 和之
構成団体 特定非営利活動法人アクティブボランティア二十一
理事 中野 勇
3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

(提案理由)

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市営住宅に係る指定管理者の指定について

松山市営住宅に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名称	所在地
(1) 小栗	松山市小栗七丁目1番32号
(2) 富久	松山市富久町515番地
(3) 南江戸	松山市南江戸六丁目3番5号 ほか
(4) 大峰	松山市南江戸六丁目8番14号 ほか
(5) 生石	松山市生石町433番地
(6) 朝美	松山市朝日ヶ丘二丁目1番50号 ほか
(7) 三津口	松山市萱町六丁目103番地
(8) 高砂	松山市高砂町三丁目3番地2
(9) 本町	松山市山越町460番地1 ほか
(10) 山越	松山市山越一丁目6番1号 ほか
(11) 松末南	松山市松末二丁目11番2号
(12) 山西	松山市山西町169番地2
(13) 高岡	松山市高岡町728番地2
(14) 古三津	松山市古三津三丁目26番1号 ほか
(15) 松ノ木	松山市松ノ木一丁目6番25号
(16) 志津川	松山市安城寺町官有地
(17) 潮見	松山市谷町34番地
(18) 吉藤	松山市吉藤二丁目1番1号 ほか
(19) 馬木	松山市馬木町2304番地 ほか
(20) 太山寺	松山市太山寺町2384番地
(21) 三光	松山市太山寺町333番地1
(22) 内宮	松山市内宮町2041番地1 ほか
(23) 鎌田	松山市余戸南四丁目12番14号 ほか
(24) 余土南	松山市余戸南六丁目2番8号
(25) 興居島	松山市泊町617番地
(26) 久米南	松山市来住町1207番地
(27) 日浦	松山市河中町187番地
(28) 大野	松山市北梅本町672番地
(29) 与力	松山市平井町110番地 ほか
(30) 森松上	松山市森松町386番地
(31) 上川原	松山市上川原町1554番地1 ほか
(32) 西石井	松山市西石井六丁目4番21号 ほか
(33) 椿野	松山市西石井四丁目11番16号 ほか
(34) 和泉	松山市和泉南五丁目5番1号 ほか
(35) 和泉西	松山市和泉南六丁目9番1号 ほか

(36) 和泉北	松山市和泉南五丁目12番6号 ほか
(37) 市坪	松山市市坪北一丁目19番1号 ほか
(38) 市坪西	松山市市坪北二丁目16番1号 ほか
(39) 湯渡	松山市紅葉町3番66号 ほか
(40) 八反地	松山市八反地甲1664番地1
(41) 児玉	松山市土手内124番地3
(42) 住吉	松山市土手内120番地
(43) 美住	松山市土手内142番地1
(44) 新開	松山市北条辻957番地 ほか
(45) 鹿峰	松山市久保445番地2 ほか
(46) 恵良	松山市北条238番地
(47) 第二新開	松山市北条辻805番地5
(48) 山狩	松山市中島大浦3156番地
(49) 松末	松山市松末一丁目13番26号
(50) 中村	松山市中村四丁目3番17号

2. 指定管理者の名称 松山市来住町1482番地1
 日本管財・長崎商事グループ
 代表者 株式会社長崎商事
 代表取締役社長 長崎 晃夫
 構成団体 日本管財株式会社
 代表取締役社長 福田 慎太郎

3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

松山市営住宅に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者の指定について
松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市まちなか子育て・市民交流センター	松山市大街道一丁目5番地10

2. 指定管理者の名称 松山市大街道一丁目3番地3

まちづくりコンソーシアム

代表者 株式会社まちづくり松山

代表取締役 加戸 慎太郎

構成団体 一般社団法人お城下松山

代表理事 加戸 慎太郎

3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普

通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（出稼り等）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）
（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

出 発 地	着 陸 地
（労働者）及び（労働者）	（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

（労働者）及び（労働者）

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山中央公園多目的競技場ナイター照明設備更新その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山中央公園多目的競技場ナイター照明設備更新その他工事
2. 施工場所 松山市市坪西町796番地6
3. 内 容 建物概要 用途：多目的競技場
構造：鉄筋コンクリート，鉄骨鉄筋コンクリート，鉄骨造
延床面積：22,954.40㎡
照明設備工事 1式
照明制御設備工事 1式
配線設備工事 1式
発電機設備改修工事 1式
産業廃棄物運搬費・処分費 1式
4. 請 負 人 松山市畑寺四丁目12番20号
松山電設工業株式会社
代表取締役 佐藤 勇人
5. 請負金額 4億1,202万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

(1) 原告 松山市

(2) 被告

2 事件名 損害賠償請求事件

3 事件内容

被告は、平成26年3月に退職した松山市保健福祉部健康づくり推進課の元職員であるが、市が作成した市民の個人情報を含む電子データファイルを退職時まで持ち出し、その後被告が勤務していた会社の事務所において、被告が使用していた私物パソコンに複製した上、正当な理由がないのに第三者が利用できる状態に置いた。

市は、上記行為による被告の逮捕報道に伴い不安を覚えた市民から相当数の問合せがなされることが予想されたことから、専用のダイヤル回線を設置し、また、上記データの該当者に対して事案の内容を報告して謝罪する内容の通知を発するなどの対応を余儀なくされたため、ダイヤル回線の設置費用、通知文書の作成及び郵送費用などの負担が生じ、合計1,543万600円の損害を受けた。

よって、市は被告に対し、上記損害額の賠償を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、市に対し、金1,543万600円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴訟の提起について議会の議決を求め、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

市有林の樹木の落下による事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市有林の樹木の落下による事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 東京都葛飾区柴又六丁目17番4号

株式会社GREEN DOOR

代表取締役 大槻 幸宏

2. 事故の概要

平成27年11月15日、松山市北条辻1596番地3において、市有林の樹木の枝
が落下し、相手方の建物に損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として1,206,468円を支払い、今後この事件に関
していかなる事情が生じて、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市有林の樹木の落下による事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を
提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

其大者于其小者

由顯明者至微者

由大者至小者

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

其理也

其理也

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

此理之明也夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

夫天地之大無所不包而日月星辰之明照于天下者皆由乎此

平成28年11月25日提出

松山市長 野志克仁

新たに生じた土地の確認について（外港地区）

地方自治法第9条の5第1項の規定により、松山市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、松山市の地域であることを確認するものとする。

記

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目1470番3, 1471番2, 1466番1, 1464番及び1465番の地先	43, 436.88

（提案理由）

今回確認する埋立地は、愛媛県が保管施設用地及び道路用地として、埋立免許を受け、埋立竣功の認可を得たので、本市区域内の土地であることを確認することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村の区域内にあらたに生じた土地の確認等）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

埋立地付近図
 (松山市大可賀三丁目地先)

埋立確認地



平成28年11月25日提出

松山市長 野志 克仁

新たに生じた土地の確認について（由良地区）

地方自治法第9条の5第1項の規定により、松山市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、松山市の地域であることを確認するものとする。

記

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市由良町乙282番13から乙282番5の地先	225.64

（提案理由）

今回確認する埋立地は、愛媛県が道路用地として、埋立免許を受け、埋立竣功の認可を得たので、本市区域内の土地であることを確認することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村の区域内にあらたに生じた土地の確認等）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

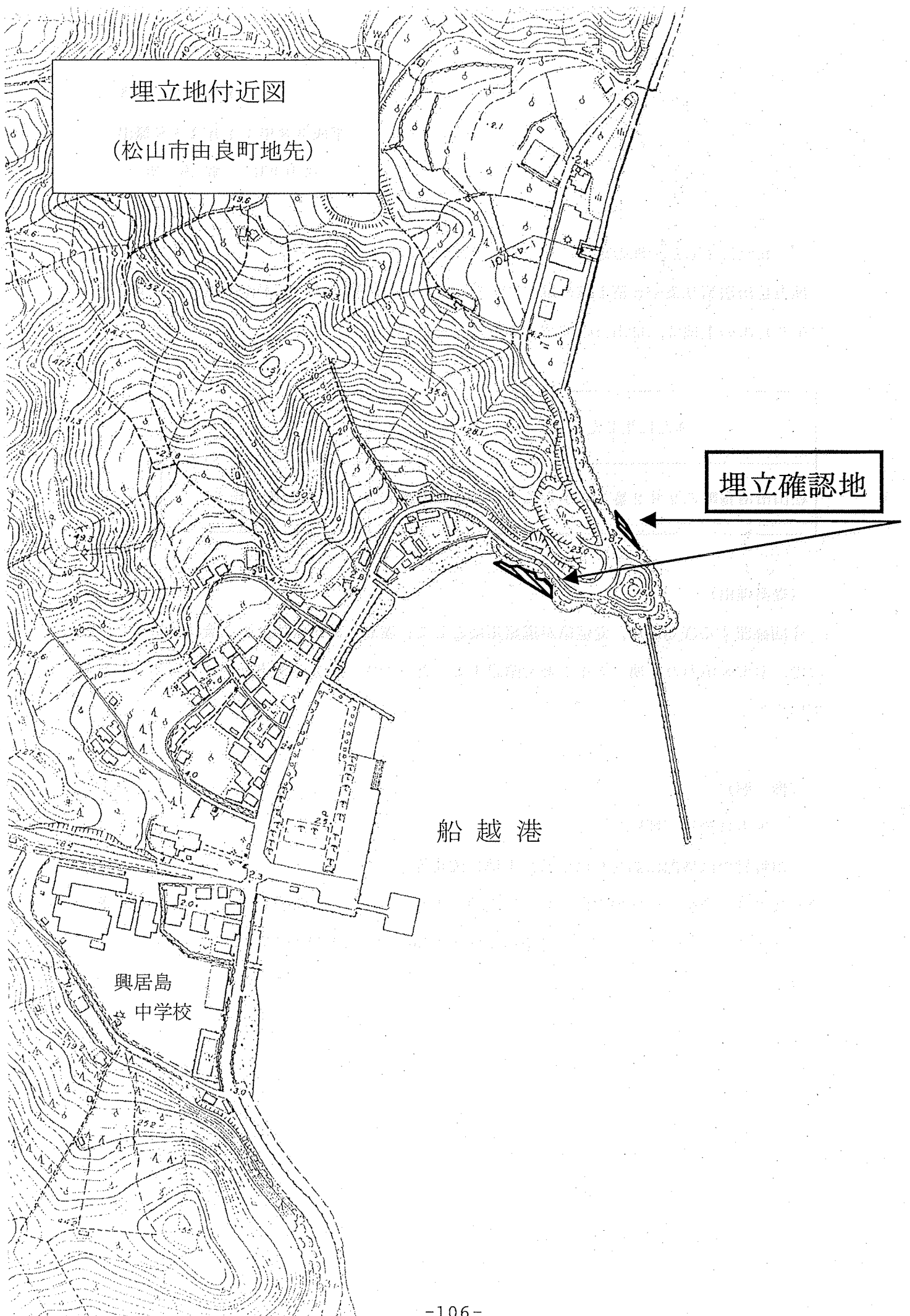
埋立地付近図

(松山市由良町地先)

埋立確認地

船越港

興居島
中学校



平成28年11月25日提出

松山市長 野志克仁

町の区域の変更について（外港地区）

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更するものとする。
上記の処分は、同条第2項の規定による告示の日から効力を生ずる。

記

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目1470番3, 1471番2, 1466番1, 1464番及び1465番の地先公有水面埋立地	43,436.88

（提案理由）

公有水面埋立に伴う町の区域を変更することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

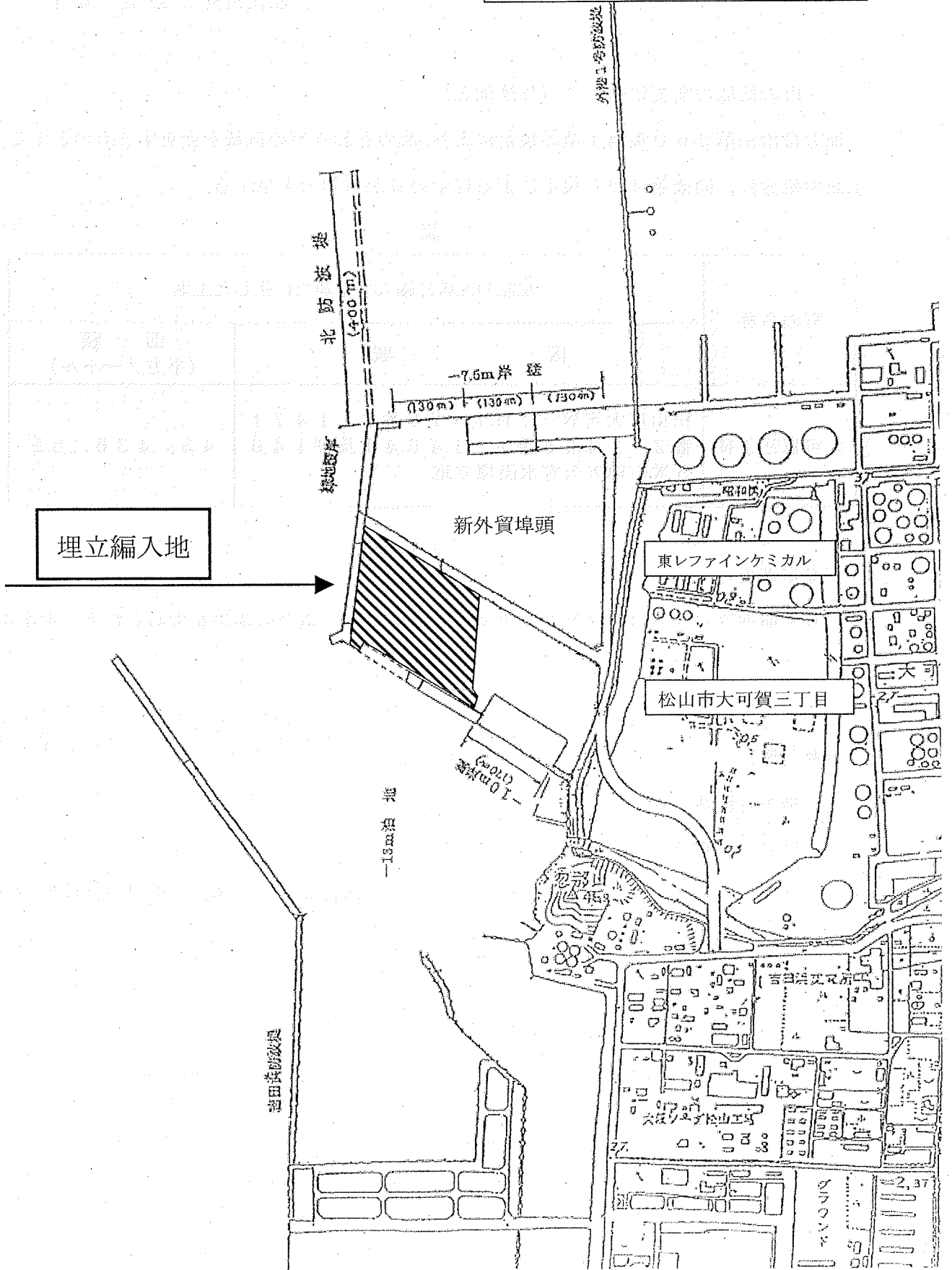
（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

埋立地付近図
 (松山市大可賀三丁目地先)



平成28年11月25日提出

松山市長 野志 克仁

町の区域の変更について（由良地区）

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更するものとする。

上記の処分は、同条第2項の規定による告示の日から効力を生ずる。

記

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
由良町	松山市由良町乙282番13から乙282番5の地先公有水面埋立地	225.64

（提案理由）

公有水面埋立に伴う町の区域を変更することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

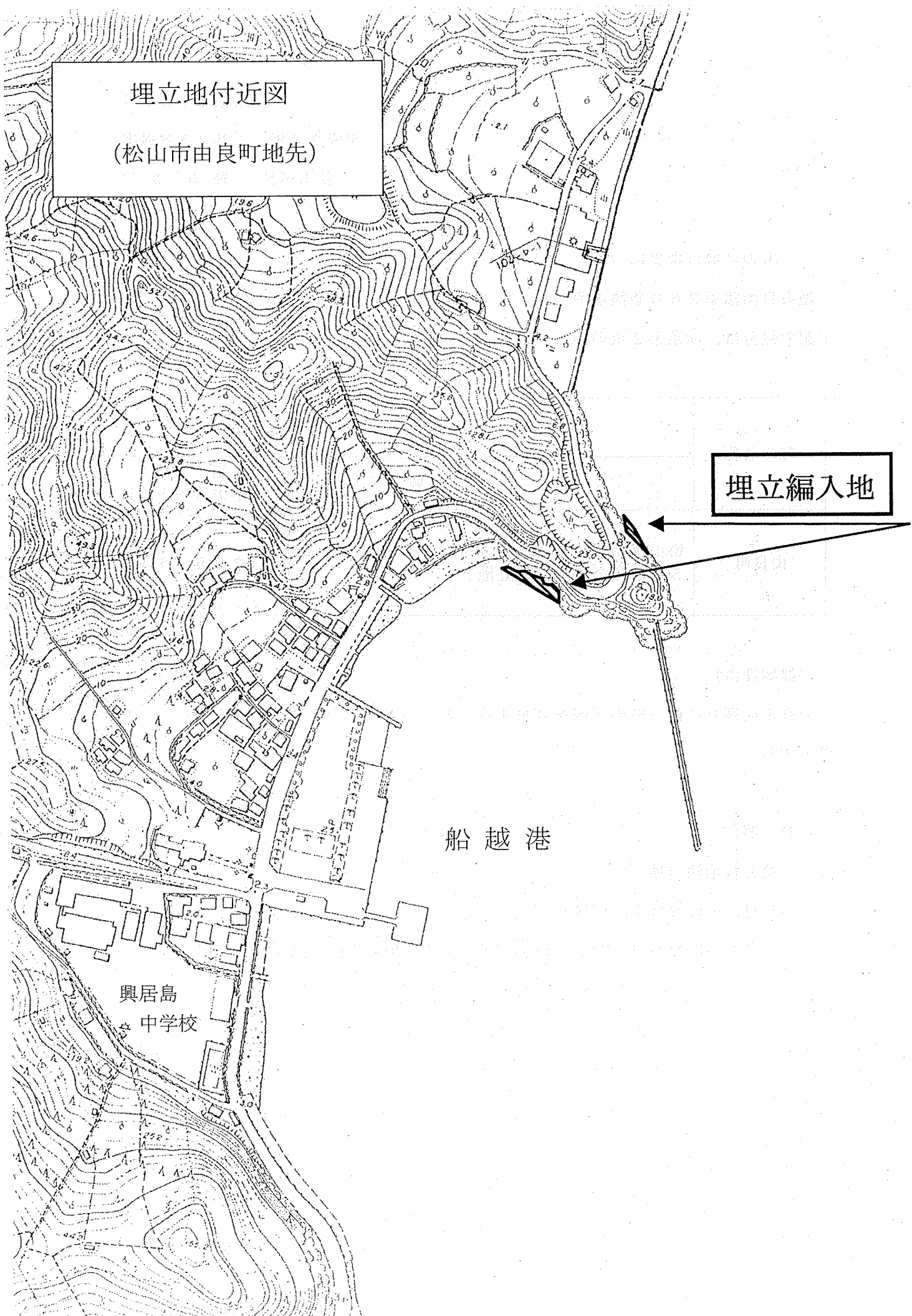
埋立地付近図

(松山市由良町地先)

埋立編入地

船越港

興居島
中学校



平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 味生 275号線	南斎院町	南斎院町	
2	市道 余土 228号線	余戸中四丁目	余戸中四丁目	
3	市道 味生 276号線	南斎院町	南斎院町	
4	市道 味生 277号線	空港通七丁目	空港通七丁目	
5	市道 余土 229号線	余戸中二丁目	余戸中二丁目	
6	市道 久米 236号線	来住町	来住町	

(提案理由)

図面番号第1～6号は一般交通の用に供されている道路で地元及び土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

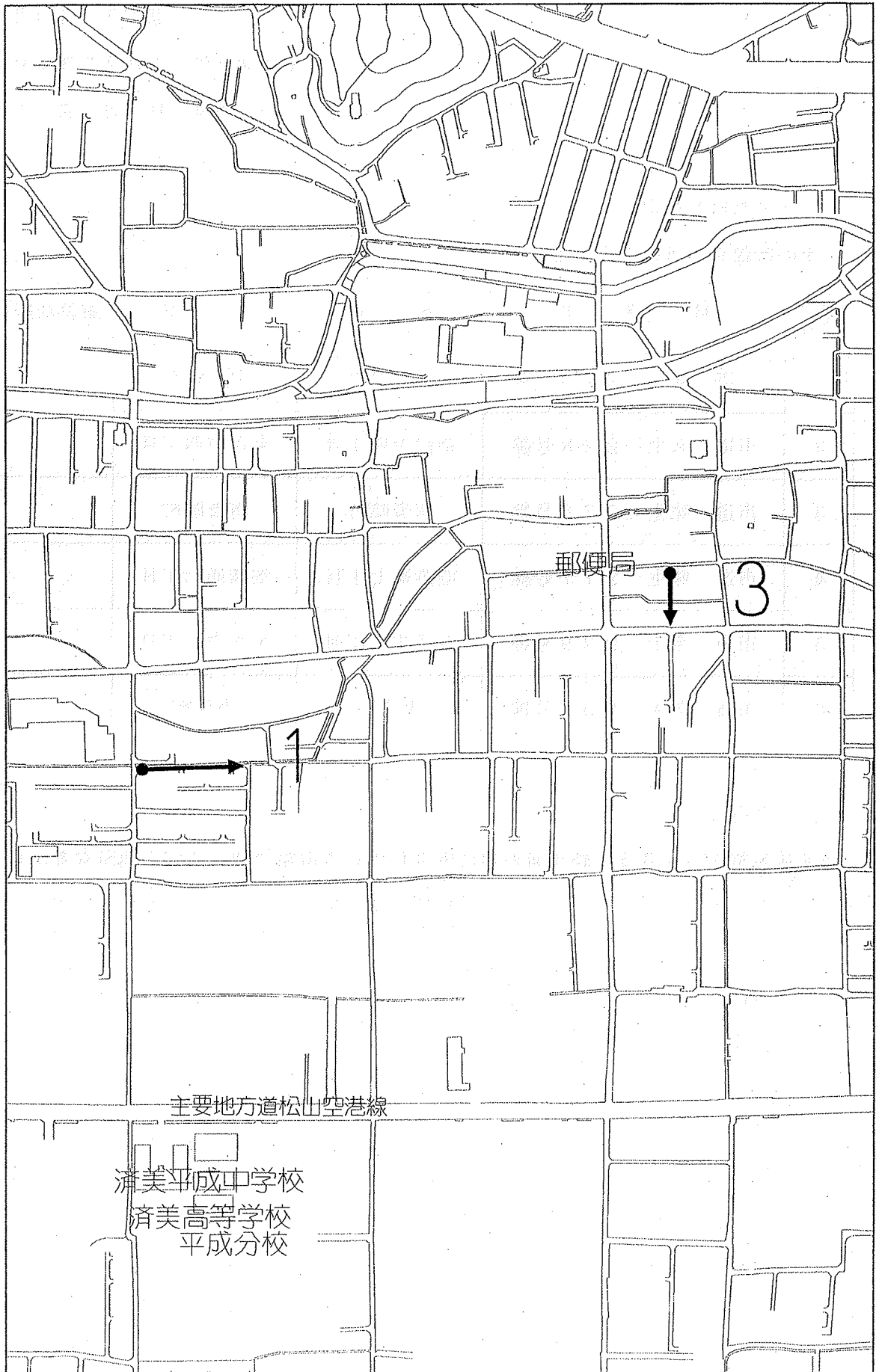
(参 照)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



郵便局

3

1

主要地方道松出空港線

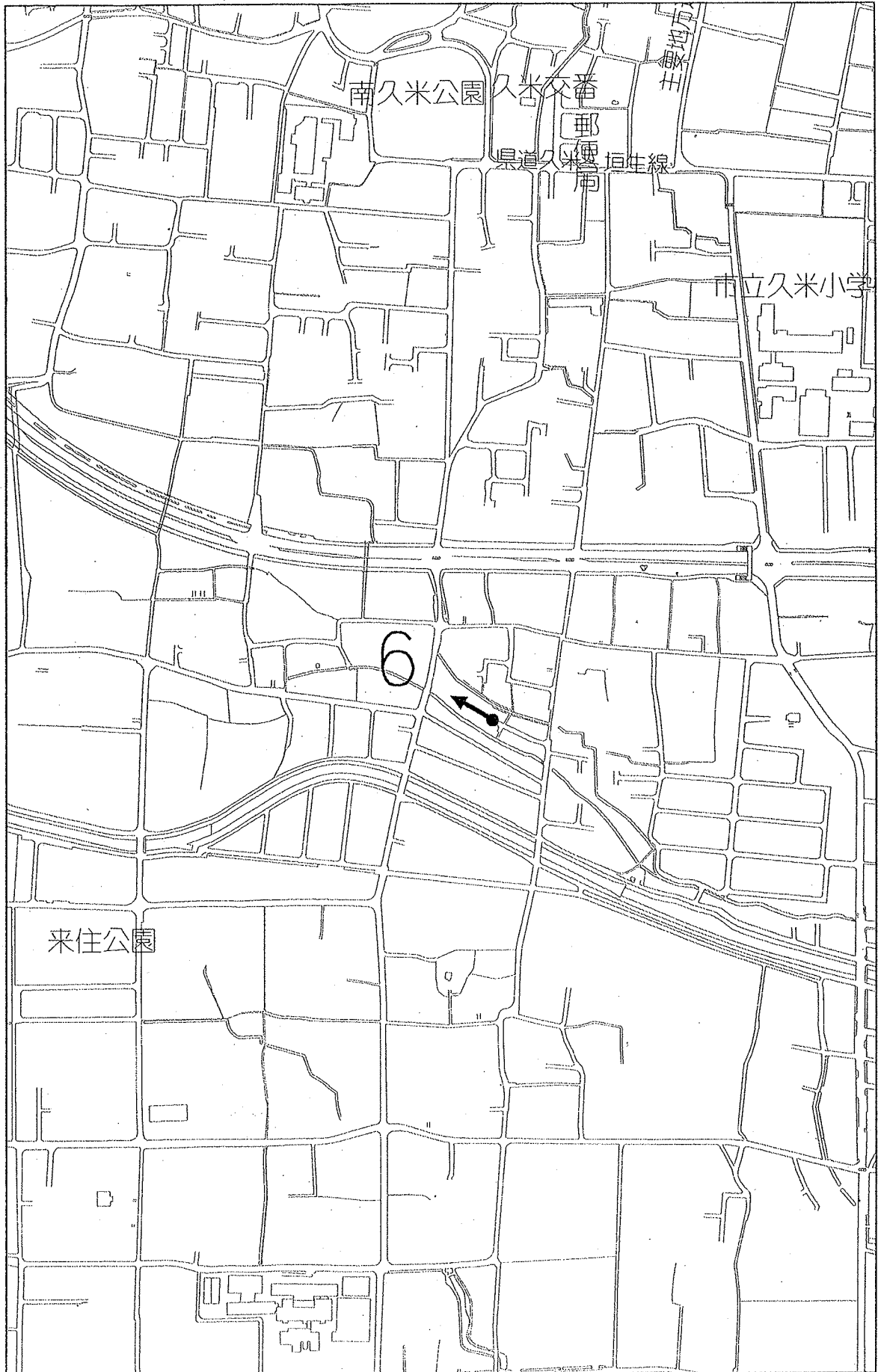
済美平成中学校
 済美高等学校
 平成分校

● 起点
 ◀ 終点





 起点
 終点



図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 味生 275号線	松山市南斎院町 299番3地先	松山市南斎院町 299番8地先	4.3 ~8.7	92.4
2	市 道 余土 228号線	松山市余戸中四丁目 1477番8地先	松山市余戸中四丁目 1477番6地先	4.3 ~8.7	39.2
3	市 道 味生 276号線	松山市南斎院町 994番3地先	松山市南斎院町 995番7地先	4.3 ~8.7	55.2
4	市 道 味生 277号線	松山市空港通七丁目 641番8地先	松山市空港通七丁目 641番9地先	4.3 ~8.7	18.3
5	市 道 余土 229号線	松山市余戸中二丁目 1242番6地先	松山市余戸中二丁目 1242番7地先	4.8 ~9.2	23.2
6	市 道 久米 236号線	松山市来住町 451番2地先	松山市来住町 450番5地先	4.5 ~4.5	31.8

平成28年11月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

下水道使用料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収に関する処分についての審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定により次のとおり諮問する。

記

1 当事者

(1) 審査請求人

(2) 処分庁 松山市長

2 審査請求に係る処分 下水道使用料の徴収に関する処分

3 審査請求年月日 平成28年6月7日

4 審査請求の概要 処分庁が審査請求人から徴収した平成28年1月27日から同年4月3日までの下水道使用料が過少に算定されているとして、追加徴収する旨の裁決を求めらるるものである。

5 審理員意見書の提出日 平成28年8月29日

6 裁決の趣旨 本件審査請求を却下する。

7 裁決の理由 下水道使用料が過少に賦課徴収されていたとしても、下水道使用者である審査請求人の権利又は法律上保護された利益が侵害されることも、そのおそれもない。また、より多額の下水道使用料を支払うことを自ら求めることは、審査請求人にとって不利益な処分を求めるものにほかならず、不服申立ての対象となる法律上保護された自己の利益の保護を求めるものとは到底いえない。したがって、審査請求人には明らかに不服申立人適格がなく、審理員意見書の趣旨のとおり、本件審査請求は不適法なものとして却下が相当である。

(提案理由)

下水道使用料の徴収に関する処分についての審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第 2 2 9 条

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。